



高畠町聞こえ快適支援事業

高齢者補聴器購入費助成のご案内

聴力低下による閉じこもりや認知症を予防し、高齢者の快適な日常生活や社会参加を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

対象となる方 ※以下のすべてに当てはまる方

- ① 高畠町に住所のある満65歳以上の方
- ② 市町村民税均等割が非課税である方
- ③ 障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象とならない方
- ④ 「聞こえ快適支援事業」への協力に同意していただける方

協力内容は「アンケート調査」、「補聴器の継続使用」および「定期受診やアフターケアの継続等のフォローアップ」などになります。

- ⑤ 耳鼻咽喉科医師により、補聴器の装用が必要と診断された方
- ⑥ 認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で購入された方

助成内容

本体価格の**2分の1**に相当する額

両耳の場合**40,000円**、片耳の場合**20,000円**を**上限**とする



- 助成は一人1回限りです。
- 補聴器の本体以外(修理・メンテナンス、付属品・消耗品等)の費用は**対象外**です。

注意事項

- 申請前に購入された補聴器の費用については助成対象外です。
必ず、**補聴器購入前に申請してください。**
- 受診にかかる費用(診察料、検査料、文書料など)は自己負担となります。
- 補聴器購入の際の領収書について、必ず保管をお願いいたします。

<問合せ>

高畠町福祉課 高齢者支援係 ☎0238-52-4478



手続きの流れ

① 相談

- ・福祉課窓口でご相談ください。事前アンケートや同意書にご記入いただき、申請書類をお渡します。
- ・聞こえのチェックに参加され、受診を勧められた方には、その場でご案内します。

② 耳鼻咽喉科を受診

- ・耳鼻咽喉科を受診します。
- ・補聴器装用が必要と診断された場合、「受診結果報告書」または「補聴器適合に関する診療情報提供書」の作成を依頼します。
- ※受診にかかる費用(診察料、検査料、文書料など)は自己負担となります。



③ 確認書類の提出

- ・対象要件等の確認を行いますので、『高畠町高齢者補聴器購入費助成事業該当者確認申請書兼同意書』にご記入ください。
- ・下記のいずれかの書類を添付し、福祉課にご提出ください。
 - 受診結果報告書（別記様式第2号）
 - 補聴器適合に関する診療情報提供書の写し



④ 補聴器を購入する

- ・対象要件等を確認後、町から「該当者確認回答書」が届きます。
- ・助成該当者の方は、**認定補聴器専門店**または**認定補聴器技能者**が在籍する補聴器販売店で、補聴器の選定・購入を行ってください。

⑤ 交付申請書を提出する

- 下記の書類を福祉課に提出してください。
- 高畠町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
 - 購入した補聴器の領収書の写し
 - 振込用預金通帳の写し(口座番号・名義等がわかるもの)



⑥ 決定通知書が届く

- ・指定の口座に助成金を振り込みます。
- ・6か月後に補聴器装用に関するアンケートをお送りしますので、ご協力をお願いします。

